

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第23号）…… 1
- 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例（第24号）…… 2

規 則

- 昭和42年以後における退職年金等の年額の改定に関する条例第17条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則（第22号）…… 3
- 秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規則（第23号）…… 3
- 秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則（第24号）…… 4

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第147号）…… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第148号）…… 4
- 収納代理金融機関の名称変更について（第149号）…… 5
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第150号）…… 5
- 自転車等の撤去および保管について（第151号）…… 5
- 地縁による団体の認可について（第152号）…… 5
- 市議会臨時会の招集について（第153号）…… 6
- 平成19年の特定計量器の定期検査の実施について（第154号）…… 6
- 市議会臨時会に付議する事件の追加について（第155号）…… 6
- 秋田市個別排水処理施設の処理区域について（第156号）…… 6
- 建築基準法による特定工程および特定工程後の工程の指定について（第157号）…… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第158号）…… 8
- 放置自転車等の撤去および保管について（第159号）…… 8
- 胸部検診に係る使用料の徴収および収納業務の委任について（第160号）…… 8
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第161号）…… 8

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第8号）…… 8

選 管 告 示

- 平成19年5月1日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第41号）…… 8
- 平成19年5月1日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総

選挙において当選した者への当選証書の付与について（第42号）……11

- 平成19年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第43号）……13

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第7号）……14

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第37号）……14
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第38号）……14
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第39号）……14
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第40号）……14
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第41号）……14
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第42号）……14

公 告

- 開発行為に関する工事の完了について……15
- 戸籍事務電算システム導入の提案コンペの実施について……15
- 農用地利用集積計画の策定について……15
- 秋田市都市計画図等閲覧システム導入業務委託の公募型プロポーザルの実施について……16
- 大規模小売店舗の新設の届出の取下げについて……16
- 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日および選挙人名簿の縦覧について……17
- 入札参加希望者の公募について……17

上 下 水 道 局 公 告

- 一般競争入札の執行について……18
- 入札参加希望者の公募について……18
- 入札参加希望者の公募について……19
- 平成19年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について……20

土 地 開 発 公 社 公 告

- 土地開発公社理事会の招集について（第2号）……21

条 例

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年5月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第23号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例
秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「収入役室」を「会計課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第24号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例
秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第9条」に改める。

第2条第1項中「の規定に基づく申請」を「（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知（以下「確認申請等」という。）」に、「確認申請1件」を「確認申請等1件」に改め、同項の表中

5,000円	を	7,000円	に改める。
9,000円		13,000円	
14,000円		20,000円	
19,000円		26,000円	
34,000円		46,000円	
48,000円		63,000円	
140,000円		180,000円	
240,000円		313,000円	
460,000円		604,000円	

第3条第1項中「に係る計画」を「又は法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画」に、「に係る確認申請手数料」を「又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく通知に係る確認申請手数料」に改め、同条第2項中「基づく申請」の次に「又は法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく通知」を加える。

第9条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条第1項中「および完了検査申請手数料」を「、完了検査申請手数料および中間検査申請手数料」に、「ならびに第4条第1項」を「、第6条第1項、第8条第1項ならびに第9条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第6条中「手数料は、確認等の申請」を「第2条から前条までに規定する手数料は、申請又は通知」に改め、同条を第10条とする。

第5条第1項中「に係る工事」を「又は法第18条第14項の規定に基づく通知に係る工事」に、「に係る完了検査申請手数料」を「又は法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく通知に係る完了検査申請手数料」に改め、同条第2項中「基づく申請」の次に「又は法第88条第1項および第2項において準用する法第18条第14項の規定に基づく通知」を加え、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（建築物に関する中間検査申請手数料）

第8条 法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は法第18条第17項の規定に基づく通知に対する検査の事務につき徴収する手

料は、中間検査申請手数料とし、その額は、当該申請又は通知1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	14,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	49,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	66,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	151,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	251,000円
50,000平方メートルを超えるもの	519,000円

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積のうち当該検査前に施工された工事に係る建築物の部分の床面積について算定し、建築物の大規模の修繕をする場合にあっては当該修繕に係る部分の床面積のうち当該検査前に施工された工事に係る建築物の部分の床面積の2分の1について算定する。

（中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料）

第9条 前条第1項の検査を受けた建築物に係る完了検査申請手数料の額は、第6条の規定にかかわらず、同条第1項の検査に係る申請又は通知1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の金額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	14,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	29,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	67,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	166,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	273,000円
50,000平方メートルを超えるもの	566,000円

2 第6条第2項の規定は、前項の表の床面積の合計について準用する。

第4条第1項中「基づく申請」の次に「又は法第18条第14項の規定に基づく通知」を加え、「完了検査申請1件」を「当該申請又は通知1件」に改め、同項の表中

10,000円	14,000円
---------	---------

12,000円	を	17,000円	に改め、同条
16,000円		23,000円	
22,000円		31,000円	
36,000円		51,000円	
50,000円		73,000円	
120,000円		180,000円	
190,000円		286,000円	
380,000円		577,000円	

を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(建築物に関する構造計算適合性判定手数料)

第4条 法第6条第4項又は第18条第3項(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第6項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定に基づく審査を行う場合において、法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づき求める構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)に係る事務につき徴収する手数料は、構造計算適合性判定手数料とし、その額は、構造計算適合性判定1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の金額
500平方メートル以内のもの	199,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	199,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	265,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	302,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	401,000円
50,000平方メートルを超えるもの	735,000円

2 前項の規定にかかわらず、法第20条第2号イ又は第3号イに規定する構造計算の主要部分について1のプログラム(同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムをいう。)により一貫して計算が行われ、かつ、確認申請等が行われる際に当該構造計算の計算を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)が併せて提出された場合の構造計算適合性判定手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の金額
500平方メートル以内のもの	138,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	138,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	170,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	188,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	237,000円
50,000平方メートルを超えるもの	402,000円

3 第1項の表又は前項の表の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物の部分の床面積について算定する。

(構造計算適合性判定を要する場合の確認申請手数料)

第5条 確認申請等に係る建築物の計画に構造計算適合性判定を要する建築物の部分が含まれる場合における第2条又は第3条に規定する確認申請手数料の額は、これらの規定に規定する手数料の金額に前条の手数料の金額を加えた金額とする。

別表第1号中「第7条の第1項第1号」の次に「又は第18条第22項第1号」を加える。

附 則

この条例は、平成19年6月20日から施行する。

規 則

昭和42年以後における退職年金等の年額の改定に関する条例第17条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第22号

昭和42年以後における退職年金等の年額の改定に関する条例第17条の2第1項の年金たる給付等を定める規則の一部を改正する規則

昭和42年以後における退職年金等の年額の改定に関する条例第17条の2第1項の年金たる給付等を定める規則(昭和56年秋田市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第11号中「執行官法」を「執行官法の一部を改正する法律(平成19年法律第18号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規則をここに公布する。

平成19年5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第23号

秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市個別排水処理施設条例(平成16年秋田市条例第131号。以下「条例」という。)第4条第1項に規定する処理区域(以下「処理区域」という。)において、くみ取便所を水洗便所に変更し、又は既設のし尿浄化槽を廃止しようとする者に対する便所の改造に要する資金(以下「資金」という。)の融資あっせんに関し必要な事項を定めるものとする。

(融資あっせんの対象工事)

第2条 資金の融資あっせんの対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、処理区域において、居住の用に供する建築物の所有者が行う工事又は当該所有者の承諾を得て使用者が行う工事で、次に掲げるものとする。

- (1) くみ取便所を水洗便所に変更するために行う便器その他排水設備の新設又は改造の工事
- (2) 個別排水処理施設を設置するために行う既設のし尿浄化槽の撤去および排水設備の改造の工事

(3) 前2号に掲げる工事に附帯して行う工事
(融資あっせんを受けることができる者の資格)

第3条 資金の融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(1) 市税および個別排水処理施設整備事業分担金(秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例(平成16年秋田市条例第132号)第2条の規定に基づき徴収される分担金をいう。)を滞納していないこと。

(2) 条例第7条の規定に基づく個別排水処理施設の設置の通知を受けた日から1年を経過していないこと。

(3) 融資を受けた資金の償還について能力を有すると認められる者であること。

(4) 弁済の資力を有する確実な連帯保証人があること。
(融資あっせんの条件)

第4条 資金の融資あっせんの条件は、次のとおりとする。

(1) 融資あっせんの額は、対象工事1件につき50万円以内において市長が定める額とする。

(2) 利子は、市の負担とする。ただし、定められた期日を経過した償還金に係る利子については、この限りでない。

(3) 償還の方法は、融資を受けた日の属する月の翌月から起算して50月の範囲内において元金均等による月賦償還とする。
(融資あっせんの申請等)

第5条 資金の融資あっせんを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、水洗便所改造資金融資あっせん申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請を取り下げようとするときは、水洗便所改造資金融資あっせん申請取下届を市長に提出しなければならない。
(融資あっせんの決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、資金の融資あっせんの可否を決定し、その旨を水洗便所改造資金融資あっせん結果通知書により申請者に通知するとともに、水洗便所改造資金融資依頼書により取扱金融機関(申請者が資金の融資を受けることとなる金融機関をいう。)に依頼するものとする。
(工事の完了)

第7条 前条の規定により資金の融資あっせんを受けることが決定した者(以下「決定者」という。)は、市長が指定する期間内に対象工事を完了しなければならない。

2 決定者は、対象工事を完了したときは、速やかに水洗便所改造工事完了届を市長に提出し、その検査を受けなければならない。
(融資あっせんの額の決定等)

第8条 市長は、前条第2項の検査を終了したときは、融資あっせんの額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん額決定通知書により決定者に通知するものとする。
(融資あっせんの決定の取消し)

第9条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により資金の融資あっせんを受けたとき。

(2) 市長が指定する期間内に対象工事を完了しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、条例およびこの規則の規定に違反したと認められるとき。
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に条例第7条の規定に基づく個別排水処理施設の設置の通知を受けた者についての第3条第2号の規定の適用については、同号中「受けた日」とあるのは、「受け、この規則の施行の日」とする。

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第24号

秋田市医療法施行細則の一部を改正する規則

秋田市医療法施行細則(平成9年秋田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第1号中「第1条第1項」を「第1条の9第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第147号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成19年5月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
和賀 芳宏	永田 龍一	市立体育館および附属地の 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。

秋田市告示第148号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年5月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 変更があった認可地縁団体の名称
千秋の丘松崎団地町内会

2 認可年月日
平成13年12月11日

3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所

変更前 小 原 良 雄

秋田市下北手松崎字大巻26番地177

変更後 阿 部 秀 昭

秋田市下北手松崎字大巻26番地184

- 4 変更年月日
平成19年5月2日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関が他行との合併により名称が変更するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第9項の規定により告示する。

平成19年5月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久
記

- 1 新 名 称 株式会社 きらやか銀行 秋田支店
- 2 旧 名 称 株式会社 山形しあわせ銀行 秋田支店
- 3 合併年月日 平成19年5月7日
- 4 名称変更理由 株式会社山形しあわせ銀行と株式会社殖産銀行が合併するため

秋田市告示第150号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年5月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第151号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年5月9日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 47台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台
- (2) 撤去し、保管した年月日
平成19年4月16日から同年4月30日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年5月23日から平成19年11月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年5月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 名称
寺沢自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 地域住民の教養知識の向上および相互の親睦をはかること
- (5) 自治会相互の連絡協調に関すること
- (6) 各種団体の育成援助に関すること
- (7) 前号のほか目的達成上必要な事項
- 3 区域
本会の区域は、秋田市雄和芝野新田寺沢、同市雄和芝野新田寺沢家下、同市雄和芝野新田字辛谷地、同市雄和田草川字大沢口の全域、同市雄和田草川字山崎277番地、同市雄和田草川字山崎279番地3、同市雄和田草川字山崎283番地、同市雄和田草川字山崎山1番地、同市雄和田草川字山崎山3番地、同市雄和田草川字山崎山33番地6、同市雄和田草川字山崎山33番地8、同市雄和田草川字山崎山33番地63および同市雄和田草川字山崎山71番地167から71番地170までの区域とする。
- 4 事務所
秋田市雄和田草川字山崎山33番地63
- 5 代表者の氏名および住所
加賀屋 勇 二
秋田市雄和芝野新田字寺沢37番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定によ

り解散する。

- 9 認可年月日
平成19年5月10日

秋田市告示第153号

平成19年5月18日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
平成19年5月11日

秋田市長 佐 竹 敬 久

付議事件

- 1 議長の選挙
- 2 副議長の選挙
- 3 秋田市議会委員会条例の一部を改正する件
- 4 常任委員会委員の選任
- 5 議会運営委員会委員の選任
- 6 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件
- 7 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 8 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 9 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 10 平成18年度秋田市一般会計補正予算（第5号）に関する専決処分について承認を求める件

秋田市告示第154号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき平成19年の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成19年5月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
泉	7月3日	火	10時00分～ 11時30分	泉小学校
保戸野			13時30分～ 15時00分	保戸野地区コミュニティセンター
東通・ 横 森	7月5日	木	10時00分～ 11時30分	東小学校
千秋・ 手 形			13時30分～ 15時00分	秋田東中学校

- 1 処理区域

地域区分	区 域
秋 田 地 域	秋田市添川字古城廻、字鶴木台、字長田および字湯沢台の各一部
	秋田市山内字市王寺、字小田、字大畑、字上台、字正面田、字田中、字藤倉、字増沢、字松原および字丸木橋の各一部
	秋田市仁別字粟畑台の一部
	秋田市太平黒沢字子田、中関字家ノ沢、字雛沢、字屋敷前、八田字大岱下、字稗田、字細田、目長崎字井関、字栗ノ木台、山谷字貝ノ沢および字長坂の各一部
	秋田市下北手梨平字袖ヶ沢、字梨平および字向田の各一部
	秋田市上北手大杉沢字家ノ前、字藤根、字湯田、小山田字小山田、字駒込、字桜田、字山造沢、猿田字後谷地、字猿田沢、字篠田台、字砂子沢、字底沢、字中谷内および字弥生館の各一部
秋田市四ツ小屋小阿地字大杉沢の一部	

旭南・ 茨 島	7月10日	火	9時30分～ 11時30分	旭南小学校
牛 島			13時30分～ 15時00分	南部公民館
中 通	7月12日	木	10時00分～ 15時00分	中央図書館明徳館
榎山・ 南 通	7月19日	木	10時00分～ 15時00分	榎山地区コミュニティセンター
川尻・川 元・八橋	7月24日	火	10時00分～ 15時30分	秋田市計量検査所
旭北・ 大 町	7月25日	水	10時00分～ 15時30分	

- 2 計量器の所在の場所で行う検査の期間は、8月16日から9月28日までとする。
- 3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により、計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受験希望期日を選定して申請することとする。
- 4 計量法第19条第1項の規定により、定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。

秋田市告示第155号

平成19年5月18日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。

平成19年5月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

付議事件

- 1 秋田市農業委員会委員推薦の件
- 2 秋田市監査委員の選任について同意を求める件

秋田市告示第156号

次の区域を秋田市個別排水処理施設の処理区域として定め、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第215号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成19年5月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

	秋田市下浜榎田字石神、字上野、字下野、八田字赤坂、字茱萸ノ木、字高德谷地、字館腰、字鳥屋沢、字野田、字水無、字餅田、羽川字岩城、字岩瀬、字大田、字大西沢、字上野、字小金沢、字小金山、字下川原、字下浜、字鶴形、字寺ノ下、字六郎沢、名ヶ沢字浦田、字大田代、字坂本、字入道沢、字兵屋敷、字曲田およびヨモキ田の各一部
	秋田市下新城岩城字大沢、字源内沢および字金光畑の各一部
	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前および字雷電の各一部
	秋田市金足黒川字轄町の一部
河 辺 地 域	秋田市河辺岩見字穴測、字石垣、字上田面、字上野、字後又、字鶴養、字桂測、字下田面、字前田面、字善知鳥板、字中島および字松沢の各一部
	秋田市河辺三内字三内段の一部
雄 和 地 域	秋田市雄和萱ヶ沢字土場、字大台、字三福、字大平沢、字比丘尼屋敷、字又三郎沢、字土橋、字中ノ沢、字西風沢、字道ノ下、字真木屋、字滝ノ沢、字二タノ沢および字和合の各一部
	秋田市雄和神ヶ村字陣笠、字上開、字助沢、字大橋、字舟卸、字窪、字杉腰、字脇坂、字妙角、字家ノ沢、字中村、字才東、字大金、字稗鳥、字西又、字東又、字中崎、字西脇および字大柳の各一部
	秋田市雄和新波字大巻の一部
	秋田市雄和向野字松谷地の一部
	秋田市雄和左手子字上野の一部
	秋田市雄和繋字金輪神、字上繋、字脇ノ沢、字曾根、字北ノ俣、字内山、字梵天野、字宿、字上田面、字上舞台、字下モ谷地、字西ノ沢および字二ノ沢の各一部
	秋田市雄和種沢字熊野堂の一部
	秋田市雄和平尾鳥字藤森、字田向および字小平の各一部

2 関係図面の縦覧場所

秋田市山王一丁目 2 番34号 秋田市農林部農林総務課

3 縦覧の期間

平成19年 5 月18日から平成19年 5 月31日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。

4 縦覧の時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第157号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項および第6項の規定に基づき、特定工程および特定工程後の工程を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により告示する。

平成19年 5 月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 中間検査を行う区域

秋田市全域

2 中間検査を行う期間

平成19年 6 月20日から平成22年 6 月19日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

全ての構造において、新築の建築物が、次に掲げる用途又は規模のものとする。

- (1) 住宅、長屋、併用住宅又は共同住宅で地階を除く階数が3以上のもの
- (2) 法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、地階を除く階数が3以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの

4 指定する特定工程

次の各号に掲げるものを特定工程とする。

- (1) 木造 構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法にあっては

耐力壁工事）

- (2) 鉄骨造 1階の鉄骨の建て方工事
 - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造およびその他の構造 2階の床およびこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事又は2階の床版の取付け工事
- 5 指定する特定工程後の工程
- 次の各号に掲げるものを特定工程後の工程とする。
- (1) 木造 壁の外装工事又は内装工事
 - (2) 鉄骨造 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事もしくは内装工事
 - (3) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造およびその他の構造 2階の床およびこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事又は2階の柱もしくは壁の取付け工事

6 適用の除外

この告示の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

- (1) 法第18条第2項の規定による通知に係る建築物
- (2) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
- (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
- (4) 丸太組構法の建築物
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、市長が特に認める建築物

7 適用

この告示の規定は、平成19年 6 月20日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物

について適用する。

秋田市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成19年5月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
追分東町町内会
- 2 認可年月日
平成8年10月4日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 今 井 忠 男
秋田市下新城長岡字耳取37番地8
変更後 神 部 義 雄
秋田市下新城長岡字耳取55番地の3
- 4 変更年月日
平成19年5月23日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第159号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成19年5月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 31台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成19年5月1日から同年5月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成19年6月6日から平成19年12月6日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る使用料の徴収、収納業務を次の者に委任したので同条第2項の規定により告示する。

平成19年5月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 受託者の住所
秋田市八橋南一丁目8番2号
- 2 氏名
社団法人 秋田市シルバー人材センター
理事長 小 貫 勇治郎

秋田市告示第161号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成19年5月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第8号

平成19年5月21日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成19年5月14日

秋田市教育委員会

委員長 高 田 生 子

付議案件

- 1 秋田市指定文化財の解除に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第41号

平成19年5月1日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は別紙のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成19年5月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成19年 4月24日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年8月20日	農 業
2	平成19年 4月24日	佐々木 陽 一	男	秋田市広面字谷内佐渡185番地の1	昭和15年1月10日	農 業
3	平成19年 4月24日	三 浦 幸 蔵	男	秋田市広面字谷内佐渡61番地	昭和4年1月13日	農 業
4	平成19年 4月24日	佐々木 哲 男	男	秋田市広面字近藤堰添64番地の2	昭和12年12月1日	農 業
5	平成19年 4月24日	保 泉 英 一	男	秋田市広面字赤沼31番地	昭和23年6月22日	農 業
6	平成19年 4月24日	木 村 健	男	秋田市広面字赤沼2番地	昭和11年11月7日	農 業

第2選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成19年 4月24日	鎌 田 進	男	秋田市柳田字佐渡端233番地の3	昭和6年11月6日	農 業
2	平成19年 4月24日	松 川 和 義	男	秋田市柳田字佐渡端102番地の1	昭和11年12月25日	農 業
3	平成19年 4月24日	鎌 田 正	男	秋田市柳田字川崎86番地1	昭和29年12月7日	農 業
4	平成19年 4月24日	鎌 田 章 夫	男	秋田市柳田字柳田63番地	昭和19年1月17日	農 業
5	平成19年 4月24日	鎌 田 光 春	男	秋田市柳田字石神41番地1	昭和16年1月11日	農 業
6	平成19年 4月24日	鎌 田 昭 一	男	秋田市柳田字佐渡端93番地	昭和3年2月2日	農 業
7	平成19年 4月24日	佐々木 誠 一	男	秋田市柳田字馬上田2番地	昭和13年8月9日	農 業

第3選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成19年 4月24日	鎌 田 文 夫	男	秋田市太平八田字藤ノ崎114番地	昭和32年3月20日	農 業
2	平成19年 4月24日	山 田 吉 善	男	秋田市太平八田字八田176番地3	昭和23年6月29日	農 業
3	平成19年 4月24日	鎌 田 勇 男	男	秋田市太平八田字藤ノ崎119番地の3	昭和8年1月14日	農 業
4	平成19年 4月24日	木 村 昊	男	秋田市太平八田字八田188番地の1	昭和20年6月7日	農 業
5	平成19年 4月24日	伊 藤 鑄 一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地の1	昭和20年6月18日	農 業
6	平成19年 4月24日	鎌 田 静 敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎5番地	昭和26年4月1日	農 業

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	石郷岡 満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年2月7日	農 業
2	平成19年 4月24日	佐 藤 金一郎	男	秋田市太平八田字上八田18番地	昭和7年3月5日	農 業
3	平成19年 4月24日	阿 部 稔	男	秋田市太平八田字上八田6番地1	昭和22年8月20日	農 業
4	平成19年 4月24日	阿 部 留 寿	男	秋田市太平八田字堂ノ前31番地	昭和18年7月10日	農 業

第5選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	須 藤 政一郎	男	秋田市太平目長崎字本町83番地	昭和22年2月2日	農 業
2	平成19年 4月24日	舟 木 眞一郎	男	秋田市太平目長崎字井関88番地	昭和20年1月14日	会 社 員
3	平成19年 4月24日	永 井 一 芳	男	秋田市太平目長崎字本町78番地	昭和23日1月26日	農 業
4	平成19年 4月24日	森 合 満	男	秋田市太平目長崎字滝瀬1番地	昭和19年2月24日	農 業
5	平成19年 4月24日	佐々木 義 宗	男	秋田市太平目長崎字神田1番地の1	昭和20年10月18日	農 業
6	平成19年 4月24日	佐々木 英 久	男	秋田市太平目長崎字目長崎143番地9	昭和21年10月9日	農 業

第6選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	永 井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年8月20日	農 業
2	平成19年 4月24日	田 中 重 悦	男	秋田市太平中関字下館17番地	昭和21年8月28日	農 業
3	平成19年 4月24日	桜 田 善 悦	男	秋田市太平中関字川原101番地	昭和22年10月28日	農 業
4	平成19年 4月24日	田 口 久 昭	男	秋田市太平中関字寺中16番地	昭和13年2月22日	農 業
5	平成19年 4月24日	工 藤 清	男	秋田市太平中関字屋敷前6番地	昭和17年2月13日	農 業
6	平成19年 4月24日	嵯 峨 均	男	秋田市太平中関字平形58番地	昭和30年11月10日	農 業

第7選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	利 部 哲 義	男	秋田市太平黒沢字稻荷65番地	昭和19年4月2日	農 業
2	平成19年 4月24日	秋 山 重 善	男	秋田市太平寺庭字寺庭104番地1	昭和28年2月19日	自 営
3	平成19年 4月24日	永 井 敬 悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年4月5日	農 業

4	平成19年 4月24日	渡 辺 兵 司	男	秋田市太平黒沢字野崎72番地	昭和7年5月15日	農 業
5	平成19年 4月24日	渡 辺 文 助	男	秋田市太平黒沢字野崎59番地	昭和9年9月10日	農 業
6	平成19年 4月24日	嵯 峨 佐久治	男	秋田市太平黒沢字砂子沢62番地	昭和5年7月29日	農 業

第8選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	嵯 峨 市 雄	男	秋田市太平山谷字野田81番地の1	昭和13年4月20日	農 業
2	平成19年 4月24日	鈴 木 廣 實	男	秋田市太平山谷字十三岱154番地	昭和17年4月29日	農 業
3	平成19年 4月24日	嵯 峨 一 夫	男	秋田市太平山谷字下皿見内37番地の1	昭和17年5月15日	農 業
4	平成19年 4月24日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地1	昭和25年12月26日	会 社 員
5	平成19年 4月24日	鈴 木 鉄 男	男	秋田市太平山谷字十三岱92番地	昭和21年5月21日	農 業
6	平成19年 4月24日	鈴木 一右エ門	男	秋田市太平山谷字地主46番地	昭和14年4月2日	農 業
7	平成19年 4月24日	鈴 木 健 太 郎	男	秋田市太平山谷字中山谷167番地	昭和25年9月14日	会 社 員

秋市選管告示第42号

平成19年5月1日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の総選挙において、別紙の当選した者に、平成19年5月2日に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）

第22条第2項の規定により告示する。

平成19年5月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	児 玉 榮 治	男	秋田市広面字赤沼72番地	昭和27年8月20日	農 業
2	平成19年 4月24日	佐々木 陽 一	男	秋田市広面字谷内佐渡185番地の1	昭和15年1月10日	農 業
3	平成19年 4月24日	三 浦 幸 蔵	男	秋田市広面字谷内佐渡61番地	昭和4年1月13日	農 業
4	平成19年 4月24日	佐々木 哲 男	男	秋田市広面字近藤堰添64番地の2	昭和12年12月1日	農 業
5	平成19年 4月24日	保 泉 英 一	男	秋田市広面字赤沼31番地	昭和23年6月22日	農 業
6	平成19年 4月24日	木 村 健	男	秋田市広面字赤沼2番地	昭和11年11月7日	農 業

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	鎌 田 進	男	秋田市柳田字佐渡端233番地の3	昭和6年11月6日	農 業
2	平成19年 4月24日	松 川 和 義	男	秋田市柳田字佐渡端102番地の1	昭和11年12月25日	農 業

3	平成19年 4月24日	鎌田 正	男	秋田市柳田字川崎86番地1	昭和29年12月7日	農業
4	平成19年 4月24日	鎌田 章夫	男	秋田市柳田字柳田63番地	昭和19年1月17日	農業
5	平成19年 4月24日	鎌田 光春	男	秋田市柳田字石神41番地1	昭和16年1月11日	農業
6	平成19年 4月24日	鎌田 昭一	男	秋田市柳田字佐渡端93番地	昭和3年2月2日	農業
7	平成19年 4月24日	佐々木 誠一	男	秋田市柳田字馬上田2番地	昭和13年8月9日	農業

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	鎌田 文夫	男	秋田市太平八田字藤ノ崎114番地	昭和32年3月20日	農業
2	平成19年 4月24日	山田 吉善	男	秋田市太平八田字八田176番地3	昭和23年6月29日	農業
3	平成19年 4月24日	鎌田 勇男	男	秋田市太平八田字藤ノ崎119番地の3	昭和8年1月14日	農業
4	平成19年 4月24日	木村 昊	男	秋田市太平八田字八田188番地の1	昭和20年6月7日	農業
5	平成19年 4月24日	伊藤 鑄一	男	秋田市太平八田字荒巻140番地の1	昭和20年6月18日	農業
6	平成19年 4月24日	鎌田 静敏	男	秋田市太平八田字藤ノ崎5番地	昭和26年4月1日	農業

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	石郷岡 満	男	秋田市太平八田字上八田13番地	昭和22年2月7日	農業
2	平成19年 4月24日	佐藤 金一郎	男	秋田市太平八田字上八田18番地	昭和7年3月5日	農業
3	平成19年 4月24日	阿部 稔	男	秋田市太平八田字上八田6番地1	昭和22年8月20日	農業
4	平成19年 4月24日	阿部 留寿	男	秋田市太平八田字堂ノ前31番地	昭和18年7月10日	農業

第5選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	須藤 政一郎	男	秋田市太平目長崎字本町83番地	昭和22年2月2日	農業
2	平成19年 4月24日	舟木 眞一郎	男	秋田市太平目長崎字井関88番地	昭和20年1月14日	会社員
3	平成19年 4月24日	永井 一芳	男	秋田市太平目長崎字本町78番地	昭和23日1月26日	農業
4	平成19年 4月24日	森合 満	男	秋田市太平目長崎字滝瀬1番地	昭和19年2月24日	農業
5	平成19年 4月24日	佐々木 義宗	男	秋田市太平目長崎字神田1番地の1	昭和20年10月18日	農業
6	平成19年 4月24日	佐々木 英久	男	秋田市太平目長崎字目長崎143番地9	昭和21年10月9日	農業

第6選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	永 井 正	男	秋田市太平中関字寺中157番地	昭和21年8月20日	農 業
2	平成19年 4月24日	田 中 重 悦	男	秋田市太平中関字下館17番地	昭和21年8月28日	農 業
3	平成19年 4月24日	桜 田 善 悦	男	秋田市太平中関字川原101番地	昭和22年10月28日	農 業
4	平成19年 4月24日	田 口 久 昭	男	秋田市太平中関字寺中16番地	昭和13年2月22日	農 業
5	平成19年 4月24日	工 藤 清	男	秋田市太平中関字屋敷前6番地	昭和17年2月13日	農 業
6	平成19年 4月24日	嵯 峨 均	男	秋田市太平中関字平形58番地	昭和30年11月10日	農 業

第7選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	利 部 哲 義	男	秋田市太平黒沢字稻荷65番地	昭和19年4月2日	農 業
2	平成19年 4月24日	秋 山 重 善	男	秋田市太平寺庭字寺庭104番地1	昭和28年2月19日	自 営
3	平成19年 4月24日	永 井 敬 悦	男	秋田市太平寺庭字寺庭177番地	昭和34年4月5日	農 業
4	平成19年 4月24日	渡 辺 兵 司	男	秋田市太平黒沢字野崎72番地	昭和7年5月15日	農 業
5	平成19年 4月24日	渡 辺 文 助	男	秋田市太平黒沢字野崎59番地	昭和9年9月10日	農 業
6	平成19年 4月24日	嵯 峨 佐久治	男	秋田市太平黒沢字砂子沢62番地	昭和5年7月29日	農 業

第8選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成19年 4月24日	嵯 峨 市 雄	男	秋田市太平山谷字野田81番地の1	昭和13年4月20日	農 業
2	平成19年 4月24日	鈴 木 廣 實	男	秋田市太平山谷字十三岱154番地	昭和17年4月29日	農 業
3	平成19年 4月24日	嵯 峨 一 夫	男	秋田市太平山谷字下皿見内37番地の1	昭和17年5月15日	農 業
4	平成19年 4月24日	鎌 田 治	男	秋田市太平山谷字上皿見内91番地1	昭和25年12月26日	会 社 員
5	平成19年 4月24日	鈴 木 鉄 男	男	秋田市太平山谷字十三岱92番地	昭和21年5月21日	農 業
6	平成19年 4月24日	鈴木 一右エ門	男	秋田市太平山谷字地主46番地	昭和14年4月2日	農 業
7	平成19年 4月24日	鈴 木 健 太 郎	男	秋田市太平山谷字中山谷167番地	昭和25年9月14日	会 社 員

秋市選管告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成19年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面なら

びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成19年5月31日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成18年 6月 3日から
平成18年 6月 7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8時30分から午後 5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第7号

平成19年 5月16日午後 2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成19年 5月 9日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市太平山谷字下皿見内29番地の1 渡邊隆藏の
農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外25
件

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年 5月 2日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
佐々木設備企画	佐々木誠治	秋田市泉南三丁目 6番19号

- 2 指定年月日

平成19年 5月 2日

秋田市上下水道局告示第38号

秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成19年 5月 2日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
佐々木設備企画	佐々木誠治	秋田市泉南三丁目 6番19号

- 2 指定期間

平成19年 5月 2日から平成22年 5月 1日まで

秋田市上下水道局告示第39号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成17年秋田

市上下水道局管理規程第20号）第9条第1号の規定により告示する。

平成19年 5月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
フジヨシ設備	佐藤 義和	秋田市下北手松崎字大巻26番地174

- 2 指定期間

平成19年 5月14日から平成22年 5月13日まで

秋田市上下水道局告示第40号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成19年 5月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
フジヨシ設備	佐藤 義和	秋田市下北手松崎字大巻26番地174

- 2 指定年月日

平成19年 5月14日

秋田市上下水道局告示第41号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成19年 5月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社興盛工業所秋田営業所	工藤 和	秋田市山王六丁目 9番1号

- 2 廃止年月日

平成19年 5月 8日

秋田市上下水道局告示第42号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、秋田市指定排水設備工事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第9条第3号の規定により告示する。

平成19年 5月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社興盛工業所秋田営業所	工藤 和	秋田市山王六丁目 9番1号

- 2 廃止年月日

平成19年 5月 8日

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年12月6日付け秋田市指令第8656号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成19年 5月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
潟上市天王字追分15番地18
アイホームプラザ株式会社
代表取締役 渡 部 久 志
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市下新城中野字街道端西241番57の内、241番59の内、241番258の内、241番288、241番348、241番351、241番452、241番453、241番456、241番469および241番470

秋田市公告

次のとおり戸籍事務電算システムの導入について提案コンペを実施するので公告する。

平成19年 5月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 提案コンペに付する事項
 - (1) 業務名 戸籍事務電算システム導入等業務
 - (2) 業務の概要 紙等の戸籍簿等から戸籍の電算化に適合するデータを作成し、戸籍事務の運用をシステム化することにより迅速、正確で効率的な事務を行えるようにするものである。
 - (3) 調達案件の特質等 提案コンペ説明書および基本仕様書による。
 - (4) 納入場所 市民生活部市民課
 - (5) 導入期限
 - ア 戸籍・除籍・原戸籍・附票等 平成20年 9月28日
 - イ 平成改製原戸籍・附票 平成20年12月31日
- 2 提案コンペに参加する者に必要な資格
参加申込みをするにあたっては、次の要件をすべて満たした者であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 秋田市の指名停止期間中でないこと。
 - (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - (4) 秋田市登録業者で、ハードおよびソフトの一括発注ができ、双方責任を持って管理できること。
 - (5) 秋田市内に戸籍システムの保守業務ができる本店、支店、営業所又は代理店契約を締結した提携業者があること。
 - (6) システム操作等の研修が受託できること。
 - (7) 本業務において、すでに法務省の認容を得ているシステムを有している者又は当該認容を得る予定がある者であること。
- 3 提案コンペ説明書等の配布
 - (1) 配布期間 平成19年 5月14日(月)から平成19年 5月22日(火)までの午前9時から午後4時までとする。郵送等による配布依頼は受け付けない。

- (2) 配布場所 秋田市山王一丁目1番1号 市民生活部市民課
- (3) 配布書類
 - ア 提案コンペ説明書
 - イ 基本仕様書
 - ウ 提案書様式
 - エ 担当者届
 - オ 見積総括表
 - カ 最優秀提案者決定基準
- 4 参加申込みに関する事項
提案コンペ参加希望者は、必要書類を次のとおり提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
 - (1) 提出書類
 - ア 提案参加資格確認申請書
 - イ 委託業務経歴書等
 - ウ 担当者届
 - エ 2(5)において代理店契約を締結している場合には、その契約書等の写し
 - (2) 受付期限 平成19年 5月23日(水)午後5時15分までとする。
 - (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
 - (4) 提出場所 3(2)配布場所に同じ。
- 5 提案書の提出に関する事項
提案書、見積総括表等の提出期間等については次のとおりとする。
 - (1) 提出期間 平成19年 5月28日(月)から平成19年 6月15日(金)までの午前9時から午後5時15分まで。
 - (2) 提出場所 3(2)配布場所に同じ。
 - (3) 提出方法 持参するものとし、郵送等は受け付けない。
 - (4) 提案書等の全ての書類が揃っていない場合は無効とする。
必要書類の種類および部数については提案コンペ説明書による。
- 6 最優秀提案者の決定方法
最優秀提案者決定基準に基づき提案内容および見積内容を公平かつ客観的に評価し、本業務にとって最適な提案者を最優秀提案者とする。
- 7 その他
 - (1) 申込書等の書類に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返却しない。
 - (3) その他 詳細は、提案コンペ説明書による。
- 8 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部市民課 電話 018-866-2073（直通）

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成19年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成19年 5月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成19年 5月23日から
平成19年 6月11日まで
ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

秋田市都市計画図等閲覧システム導入業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成19年5月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市都市計画図等閲覧システム導入業務委託

(2) 業務内容

本業務は、秋田市の所有する都市計画に関する地図データおよび国土基本図データ（以下「データ」という。）を用いて、インターネットを介して容易に用途地域や都市計画道路などの情報（以下「都市計画情報」という。）を閲覧することができるシステムの構築を委託するものである。

(3) 業務期間

契約締結の日から平成20年3月19日まで。

(4) 予定価格

3,488,100円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない単体企業であること。
- (3) 過去2年間に本業務の内容と同種の業務又は類似の業務の受託実績を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 提案書を提出する日の前日現在で、今回の公募に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有していること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

T E L 018-866-2152 F A X 018-865-6957

E-mail : ro-urim@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間：平成19年5月24日(木)から平成19年5月30日(水)まで

イ 交付方法：実施要領は秋田市都市整備部都市計画課ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/default.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する。（ただし、直接交付は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5

時までとする。）

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限：平成19年5月30日(水)午後5時

イ 提出場所：上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参のみとする。

エ 受付時間：土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。

(4) 企画提案書（別途提出要請を受けた者に限る。）の提出

ア 提出期限：平成19年6月22日(金)午後5時

イ 提出場所：上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。郵送による提出の場合にあっては提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合にあっては提出期限までの日（休日を除く。）の午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までに限り受け付ける。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから秋田市都市計画図等閲覧システム導入に関する企画提案競技審査委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務委託予定者を特定するものとする。

5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合、提案は写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

(8) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(9) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

秋田市公告

秋田市公報第982号で公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、大規模小売店舗を設置する者から取下げがあったので公告する。

平成19年5月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(1) 名称（仮称）スーパーセンターアmano御所野店

- (2) 所在地 秋田県秋田市御所野ニュータウン北第三地区土地
区画整理事業地内仮換地5ブロック2ロット
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
- (1) 氏名 株式会社 天野金物
代表取締役社長 天 野 良 孝
- (2) 住所 秋田県男鹿市船越字船越1番地1
- 3 届出を取下げた日
平成19年5月24日
- 4 取下げをしようとする理由
建築計画の変更により、売り場面積の変更および施設配置の変更が生じたため。

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成19年9月2日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年5月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧期間 平成19年7月2日から
平成19年7月15日まで
- 2 縦覧時間 午前8時30分から
午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 秋田市手形字山崎44番地3
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年5月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
- (1) 物件名
秋田公立美術工芸短期大学大学開放センターパーソナルコンピュータ等納入設置および賃貸借
- (2) 物品名および数量 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 平成19年6月29日(金)
- (4) 納入場所 秋田市の指定する場所
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成19年6月11日(月) 午前9時
- (2) 入札の場所 秋田市新屋大川町12番3号
秋田公立美術工芸短期大学 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 注 意 事 項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の
うえ、入札に参加すること。
イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札

書に記載すること。
ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

- 3 契約に関する事項
- (1) 契約期間 契約締結の日から平成24年6月30日まで
- (2) 賃貸借期間 平成19年7月1日から平成24年6月30日まで
- 4 入札参加に必要な資格
- (1) 秋田市物品入札参加者資格審査要綱第5条の規定に基づき、秋田市の物品業者登録名簿に登録されていること。
- (2) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。）
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- (4) 秋田市指名停止措置要綱および秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- 5 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望するものは、平成19年6月6日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
- イ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し
※入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。
あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しとする。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成19年5月31日(水)から平成19年6月6日(水)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市新屋大川町12番3号
秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課
- ウ 申込書等 秋田市ホームページから入手すること。
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加者資格を満たす者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成19年6月7日(木)に行う。
- 7 仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成19年5月31日(水)から平成19年6月6日(水)までの土・日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所 秋田市新屋大川町12番3号
秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課
- (3) 仕様書は、秋田市ホームページにも掲載する。
- 8 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。

- (3) 問い合わせ先
秋田公立美術工芸短期大学事務局総務課経理担当
電話 018-888-8100

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第5号	河辺・雄和新品水道メーター購入(13mm～75mm)	秋田市上下水道局	平成19年7月2日(月)	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年5月29日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8

秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約日 平成19年6月1日(金)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
(2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。
(3) 租税に滞納がないこと。
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年5月23日(水)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成19年5月11日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))

(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年5月11日(金)から平成19年5月23日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成19年5月11日(金)から平成19年5月28日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成19年5月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第109号 仁井田浄水場 高速沈殿池清掃点検業務委託	秋田市上下水道局仁井田浄水場 (秋田市仁井田字新中島221-2)	平成19年12月20日	次の①～②の要件を満たしていること。 ①機械器具設置工事A級 ②過去10年以内に秋田県内の浄水場における水処理設備の施工又は点検、整備の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年6月5日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契約日 平成19年6月8日(金)

- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成19年5月30日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
- イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
- ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成19年5月18日(金)から平成19年5月30日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年6月1日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成19年5月18日(金)から平成19年6月4日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成19年5月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第9号	行政情報ネットワークシステム用パソコン等 購入	秋田市上下水道局川尻庁舎内指定場所	平成19年7月20日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成19年6月12日(火) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局 3階 入札室

入札保証金 免除

契 約 日 平成19年6月14日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成19年6月6日(水)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成19年5月25日(金)から平成19年6月6日(水)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書・入札書・委任状等
秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
 - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成19年6月8日(金)午前に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成19年5月25日(金)から平成19年6月11日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成19年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成19年5月29日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

下新城中新野字琵琶沼、飯島西袋二丁目、飯島鼠田一丁目、飯島字薬師田、飯島字飯島水尻、飯島字長山下、飯島長野本町、飯島字南場掛、将軍野青山町、土崎港西一丁目、土崎港西二丁目、新屋比内町、外旭川字水口、外旭川字待合、外旭川字小谷地、外旭川字大堤、手形字山崎、手形字西谷地、広面字樋ノ沖、榎山古川新町、榎山南新町下丁、榎山太田町、横森二丁目、横森三丁目、広面字川崎、桜三丁目、桜台一丁目、榎山城南新町、上北手百崎字境田、上北手百崎字諏訪ノ沢、上北手百崎字二タ子沢、上北手百崎字内山、浜田字家後、浜田字元中村、仁井田字小中島、仁井田字西潟敷、仁井田字大野、仁井田新田二丁目、仁井田本町三丁目、仁井田本町四丁目、上北手猿田字四ツ小屋、四ツ小屋字中野、四ツ小屋小阿地字坂ノ上、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、八橋イサノ一丁目、榎山川口境、仁井田目長田一丁目、河辺北野田高屋字黒沼下堤下、河辺豊成虚空蔵大台滝、河辺豊成字宮下、河辺豊成字一ノ割、四ツ小屋字街道東、下北手松崎字走り崎、河辺和田字和田および河辺畑谷字蟹沢の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地）

土地開発公社公告

秋市土開公告第 2 号

平成19年 5 月29日午後 4 時秋田市役所会議応接室に秋田市土地
開発公社理事会を招集する。

平成19年 5 月11日

秋田市土地開発公社

理事長 佐々木 敏 雄

付議案件

- 1 平成18年度秋田市土地開発公社決算認定の件

